

◎ 旅客営業規則の一部改正について

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、2026 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 74 条の 4 第 4 項第 2 号、同条同項第 3 号、第 130 条第 1 項第 1 号イの(㏑)、同条同項同号ハの(㏑)、第 237 条の 3 第 3 項及び同条第 4 項に係る改正規定については、2026 年 10 月 1 日乗車となるものから施行する。

現行	改正
(前略)	(前略)
(急行券の発売)	(急行券の発売)
第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。	第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。
(中略)	(中略)
2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。	2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。
(中略)	(中略)
(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。	(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 <u>ただし、全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u>
(中略)	(中略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)

現行	改正
第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券 (A) イ 指定席特別車両券 (A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。 (ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき ロ 自由席特別車両券 (A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。 (2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両	第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券 (A) イ 指定席特別車両券 (A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用することができる。 (ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき ロ 自由席特別車両券 (A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。 (中略) 2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。 (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。 (2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両

現行	改正
で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。	で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。
(中略)	(中略)
(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。	(8) 札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。<u>ただし、全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</u>
(中略)	(中略)
12 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。	12 第1項第1号イの規定により指定席特別車両券(A)を発売する場合であつて、旅客が別に定める特別急行列車に乗車するときは、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で発売することがある。ただし、次の各号に掲げる場合に限る。
(1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき(スーペリアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。)。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。	(1) 当該区画の設備定員と同一の人員が乗車するとき(スーペリアグリーンの2人用区画にあつては、2人又は1人が乗車するとき。)。ただし、当社が認めた場合は、設備定員に満たない人員の旅客が当該区画を占有使用することができる。
(2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき	(2) 乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するとき
(中略)	(中略)
(特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金)	(特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金)
第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。	第74条の4 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認める場合は、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号(特別車両以外の個室については第1号及び第2号)に定める額を収受する。
(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)	(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人普通旅客運賃(第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)
(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)	(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額(10円未満のは数がある場合は、は数整理した額)

現行	改正
(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金 2 前項の規定は、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。 3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号、36 ぷらす 3 号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 2 号の規定を適用し、同条同項第 4 号の規定を適用しない。 (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 4 号の規定を適用しない。 4 前項の場合であつて、四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の<u>設備定員が 8 人の</u>個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、<u>当該旅客が 2 人以上の場合に限ってこれを認めるものとする。</u><u>この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより 2 人に達するときは、第 73 条第 4 項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。</u>	(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金 2 前項の規定は、第 57 条第 1 項第 1 号イの(ハ)及び第 58 条第 9 項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。 3 前項の規定にかかわらず、<u>北海道旅客鉄道会社線</u>、東日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号、36 ぷらす 3 号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する 1 室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 (1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 2 号の規定を適用し、同条同項第 4 号の規定を適用しない。 (2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第 73 条第 2 項第 4 号の規定を適用しない。 4 前項の場合であつて、<u>北海道旅客鉄道会社線内又は</u>四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の個室を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出たときは、<u>次の各号により取り扱うものとする。</u> <u>(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の個室</u> <u>イ 設備定員が 5 人の個室</u> <u>当該旅客が 4 人のときに限ってこれを認めるものとする。</u> <u>ロ 設備定員が 6 人の個室</u> <u>当該旅客が 5 人のときに限ってこれを認めるものとする。</u> <u>(2) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の特別車両の設備定員が 8 人の個室</u> <u>当該旅客が 2 人以上のときに限ってこれを認めるものとする。</u> <u>(3) 前各号の規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室を占有使用して乗車することを認める場合であつて、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を含めることにより前各号に定める人員に達するときは、第 73 条第 4 項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃及び特別急行料金を収受する。</u>

現行	改正																												
5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が3人又は4人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあつては当該旅客が3人のときに限って、設備定員が3人の個室にあつては当該旅客が2人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であつて、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。	5 第1項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する新幹線の特別急行列車の設備定員が4人の個室（特別車両以外の個室に限る。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 6 第2項の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車（TWILIGHT EXPRESS 瑞風号を除く。）の設備定員が3人又は4人の個室（寝台個室を除く。）を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、設備定員が4人の個室にあつては当該旅客が3人のときに限って、設備定員が3人の個室にあつては当該旅客が2人のときに限って認めるものとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 7 特別急行列車の4人用の区画を、設備定員に満たない人員の旅客が占有使用して乗車することを申し出た場合は、当該旅客が3人のときに限って認めることとし、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受する。 8 第5項から前項までの規定により設備定員に満たない人員の旅客が個室又は区画を占有使用することを認める場合であつて、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児を実際乗車人員に含むときは、第73条第4項の規定にかかわらず、当該幼児又は乳児について小児の旅客運賃・料金を収受する。																												
(中略)	(中略)																												
(特別車両料金)	(特別車両料金)																												
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。																												
(1) 特別車両料金 (A)	(1) 特別車両料金 (A)																												
イ ロ及びハ以外の特別車両料金 (A)	イ ロ及びハ以外の特別車両料金 (A)																												
(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ) 及び (リ) 以外の特別車両料金 (A)	(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ) 及び (リ) 以外の特別車両料金 (A)																												
<table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>100 キロメートル まで</td><td>200 キロメートル まで</td><td>400 キロメートル まで</td><td>600 キロメートル まで</td><td>800 キロメートル まで</td><td>801 キロメートル 以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100 キロメートル まで	200 キロメートル まで	400 キロメートル まで	600 キロメートル まで	800 キロメートル まで	801 キロメートル 以上	料 金	円	円	円	円	円	円	<table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>100 キロメートル まで</td><td>200 キロメートル まで</td><td>400 キロメートル まで</td><td>600 キロメートル まで</td><td>800 キロメートル まで</td><td>801 キロメートル 以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100 キロメートル まで	200 キロメートル まで	400 キロメートル まで	600 キロメートル まで	800 キロメートル まで	801 キロメートル 以上	料 金	円	円	円	円	円	円
営業キロ 地 帯	100 キロメートル まで	200 キロメートル まで	400 キロメートル まで	600 キロメートル まで	800 キロメートル まで	801 キロメートル 以上																							
料 金	円	円	円	円	円	円																							
営業キロ 地 帯	100 キロメートル まで	200 キロメートル まで	400 キロメートル まで	600 キロメートル まで	800 キロメートル まで	801 キロメートル 以上																							
料 金	円	円	円	円	円	円																							

現行							改正						
	1, 300	2, 800	4, 190	5, 400	6. 600	7, 790		1, 300	2, 800	4, 190	5, 400	6. 600	7, 790
(中略)							(中略)						
(へ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A)							(へ) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A)						
a b 及び c 以外の特別車両料金 (A)							a <u>b、c、d 及び e</u> 以外の特別車両料金 (A)						
第 1 号イの (イ) に定める料金							第 1 号イの (イ) に定める料金						
b グランクラス (A) に対して適用する特別車両料金 (A)							b グランクラス (A) に対して適用する特別車両料金 (A)						
営業キロ	100 キロ	200 キロ					営業キロ	100 キロ	200 キロ				
地 帯	メートルまで	メートルまで					地 帯	メートルまで	メートルまで				
料 金	円	円					料 金	円	円				
	8, 300	9, 800						8, 300	9, 800				
c グランクラス (B) に対して適用する特別車両料金 (A)							c グランクラス (B) に対して適用する特別車両料金 (A)						
営業キロ	100 キロ	200 キロ					営業キロ	100 キロ	200 キロ				
地 帯	メートルまで	メートルまで					地 帯	メートルまで	メートルまで				
料 金	円	円					料 金	円	円				
	4, 450	5, 950						4, 450	5, 950				
(中略)							<u>d 「赤い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金 (A)</u>						
<u>営業キロ</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>250</u>	<u>300</u>	<u>301</u>		<u>営業キロ</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>250</u>	<u>300</u>	<u>301</u>	
<u>地 帯</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>		<u>地 帯</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	
	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>以上</u>			<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>以上</u>	
<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	
	<u>9, 000</u>	<u>10, 000</u>	<u>11, 000</u>	<u>12, 000</u>	<u>13, 000</u>			<u>9, 000</u>	<u>10, 000</u>	<u>11, 000</u>	<u>12, 000</u>	<u>13, 000</u>	
<u>e 「青い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金 (A)</u>							<u>e 「青い星」車両で運転する列車に対して適用する特別車両料金 (A)</u>						
<u>営業キロ</u>	<u>50</u>	<u>100</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>201</u>		<u>営業キロ</u>	<u>50</u>	<u>100</u>	<u>150</u>	<u>200</u>	<u>201</u>	
<u>地 帯</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>		<u>地 帯</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	<u>キロメートル</u>	
	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>以上</u>			<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>まで</u>	<u>以上</u>	
<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	
	<u>3, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>4, 300</u>	<u>5, 100</u>	<u>6, 000</u>			<u>3, 000</u>	<u>3, 500</u>	<u>4, 300</u>	<u>5, 100</u>	<u>6, 000</u>	

現行	改正																				
(f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b 以外の特別車両料金(A) 第1号イの(i)に定める料金 b 特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A) <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>100キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1,700</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100キロ メートルまで	料 金	円 1,700	(中略) (f) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b 及び c 以外の特別車両料金(A) 第1号イの(i)に定める料金 b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金(A) (a) (b) 以外の特別車両料金(A) <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>100キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 2,500</td></tr></table> (b) 4人用区画に対して適用する特別車両料金(A) <table><tr><td>営業キロ地帯</td><td>100キロメートルまで</td></tr><tr><td>4人で利用する場合の料金</td><td>2,250円</td></tr><tr><td>3人で利用する場合の料金</td><td>3,000円</td></tr></table> (注) 1人当りの料金とする。 c 特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する特別車両料金(A) <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 1,700</td><td>円 2,500</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100キロ メートルまで	料 金	円 2,500	営業キロ地帯	100キロメートルまで	4人で利用する場合の料金	2,250円	3人で利用する場合の料金	3,000円	営業キロ 地 帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	料 金	円 1,700	円 2,500
営業キロ 地 帯	100キロ メートルまで																				
料 金	円 1,700																				
営業キロ 地 帯	100キロ メートルまで																				
料 金	円 2,500																				
営業キロ地帯	100キロメートルまで																				
4人で利用する場合の料金	2,250円																				
3人で利用する場合の料金	3,000円																				
営業キロ 地 帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで																			
料 金	円 1,700	円 2,500																			

現行	改正								
(中略) ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (イ) (ロ) 及び (ニ) 以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A) (略) (ハ) (ロ) の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A) (略) (ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ヘ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1 人当りの料金とする。) (略) (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) <table> <tr> <td></td><td>設備定員 8 人</td></tr> <tr> <td>1 室当りの料金</td><td>円 33, 600</td></tr> </table>		設備定員 8 人	1 室当りの料金	円 33, 600	(中略) ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (イ) (ロ) 及び (ニ) 以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A) (略) (ハ) (ロ) の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A) (略) (ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (略) (ヘ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1 人当りの料金とする。) (略) (ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車両料金 (A) <table> <tr> <td></td><td>設備定員 8 人</td></tr> <tr> <td>1 室当りの料金</td><td>円 33, 600</td></tr> </table> (<u>チ</u>) <u>「赤い星」車両で運転する列車の個室に対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>a b 以外の個室</u>		設備定員 8 人	1 室当りの料金	円 33, 600
	設備定員 8 人								
1 室当りの料金	円 33, 600								
	設備定員 8 人								
1 室当りの料金	円 33, 600								

現行	改正																														
	<table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td><u>150 キロメートル まで</u></td><td><u>200 キロメートル まで</u></td><td><u>250 キロメートル まで</u></td><td><u>300 キロメートル まで</u></td><td><u>301 キロメートル 以上</u></td></tr><tr><td><u>1室当りの 料 金 (設備定員5人)</u></td><td><u>円 70,000</u></td><td><u>円 75,000</u></td><td><u>円 80,000</u></td><td><u>円 85,000</u></td><td><u>円 90,000</u></td></tr><tr><td><u>1室当りの 料 金 (設備定員6人)</u></td><td><u>円 84,000</u></td><td><u>円 90,000</u></td><td><u>円 96,000</u></td><td><u>円 102,000</u></td><td><u>円 108,000</u></td></tr></table> <u>b 展望個室</u> <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td><u>150 キロメートル まで</u></td><td><u>200 キロメートル まで</u></td><td><u>250 キロメートル まで</u></td><td><u>300 キロメートル まで</u></td><td><u>301 キロメートル 以上</u></td></tr><tr><td><u>1室当りの 料 金 (設備定員2人)</u></td><td><u>円 84,000</u></td><td><u>円 90,000</u></td><td><u>円 96,000</u></td><td><u>円 102,000</u></td><td><u>円 108,000</u></td></tr></table>	営業キロ 地 帯	<u>150 キロメートル まで</u>	<u>200 キロメートル まで</u>	<u>250 キロメートル まで</u>	<u>300 キロメートル まで</u>	<u>301 キロメートル 以上</u>	<u>1室当りの 料 金 (設備定員5人)</u>	<u>円 70,000</u>	<u>円 75,000</u>	<u>円 80,000</u>	<u>円 85,000</u>	<u>円 90,000</u>	<u>1室当りの 料 金 (設備定員6人)</u>	<u>円 84,000</u>	<u>円 90,000</u>	<u>円 96,000</u>	<u>円 102,000</u>	<u>円 108,000</u>	営業キロ 地 帯	<u>150 キロメートル まで</u>	<u>200 キロメートル まで</u>	<u>250 キロメートル まで</u>	<u>300 キロメートル まで</u>	<u>301 キロメートル 以上</u>	<u>1室当りの 料 金 (設備定員2人)</u>	<u>円 84,000</u>	<u>円 90,000</u>	<u>円 96,000</u>	<u>円 102,000</u>	<u>円 108,000</u>
営業キロ 地 帯	<u>150 キロメートル まで</u>	<u>200 キロメートル まで</u>	<u>250 キロメートル まで</u>	<u>300 キロメートル まで</u>	<u>301 キロメートル 以上</u>																										
<u>1室当りの 料 金 (設備定員5人)</u>	<u>円 70,000</u>	<u>円 75,000</u>	<u>円 80,000</u>	<u>円 85,000</u>	<u>円 90,000</u>																										
<u>1室当りの 料 金 (設備定員6人)</u>	<u>円 84,000</u>	<u>円 90,000</u>	<u>円 96,000</u>	<u>円 102,000</u>	<u>円 108,000</u>																										
営業キロ 地 帯	<u>150 キロメートル まで</u>	<u>200 キロメートル まで</u>	<u>250 キロメートル まで</u>	<u>300 キロメートル まで</u>	<u>301 キロメートル 以上</u>																										
<u>1室当りの 料 金 (設備定員2人)</u>	<u>円 84,000</u>	<u>円 90,000</u>	<u>円 96,000</u>	<u>円 102,000</u>	<u>円 108,000</u>																										
ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金 (A) (イ) <u>(ロ)以外の特別車両料金 (A)</u> <u>イの (イ) に定める額とする。</u> (ロ) <u>スーパーアグリーンに対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>イの (ロ) に定める額とする。</u>	ハ 第58条第12項の規定により発売する区画に対して適用する1人当りの特別車両料金 (A) (イ) <u>北海道旅客鉄道会社線内を運転する「赤い星」車両に対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>前イの (ハ) の d に定める額とする。</u> (ロ) <u>西日本旅客鉄道会社線内を運転する「はなあかり」車両に対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>a b以外の特別車両料金 (A)</u> <u>前イの (イ) に定める額とする。</u> <u>b スーパーアグリーンに対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>前イの (ロ) に定める額とする。</u> (ハ) <u>四国旅客鉄道会社線内を運転する「伊予灘ものがたり」車両及び「四国まんなか千年ものがたり」車両に対して適用する特別車両料金 (A)</u> <u>前イの (イ) の b の (b) に定める額とする。</u>																														

現行	改正																				
(2) 特別車両料金 (B) イ ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金 (B) <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50 キロ メートル まで</td><td>100 キロ メートル まで</td><td>150 キロ メートル まで</td><td>151 キロ メートル 以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1, 010</td><td>円 1, 260</td><td>円 1, 810</td><td>円 1, 990</td></tr></table> (中略) ホ 削除 (中略) (手数料の収受) 第 237 条の 3 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 3 第 74 条の 4 第 3 項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手数料を収受す	営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上	料金	円 1, 010	円 1, 260	円 1, 810	円 1, 990	(2) 特別車両料金 (B) イ ロ、ハ、ニ、<u>ホ</u>、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金 (B) <table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50 キロ メートル まで</td><td>100 キロ メートル まで</td><td>150 キロ メートル まで</td><td>151 キロ メートル 以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1, 010</td><td>円 1, 260</td><td>円 1, 810</td><td>円 1, 990</td></tr></table> (中略) ホ <u>北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (B)</u> <u>(イ) (ロ) 以外の特別車両料金 (B)</u> <u>前イに定める額とする。</u> <u>(ロ) 「青い星」車両で運転する列車に対して発売する特別車両料金 (B)</u> <u>第 1 号イの (ハ) の e に定める額とする。</u> (中略) (手数料の収受) 第 237 条の 3 第 18 条に規定する乗車券類のうち、2 種類以上の乗車券類を 1 葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 2 第 74 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 3 第 74 条の 4 第 3 項<u>及び第 4 項</u>の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する 1 室当りの特別車両料金について手	営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上	料金	円 1, 010	円 1, 260	円 1, 810	円 1, 990
営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上																	
料金	円 1, 010	円 1, 260	円 1, 810	円 1, 990																	
営業キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上																	
料金	円 1, 010	円 1, 260	円 1, 810	円 1, 990																	

現行	改正
る。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 4 第 74 条の 4 第 4 項から第 8 項までの規定により旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 (以下略)	数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 4 第 74 条の 4 第 5 項から第 8 項までの規定により旅客運賃及び料金を収受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室又は区画については、特別車両料金合計額）について手数料を収受する。ただし、第 273 条第 1 項第 1 号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円とする。 (以下略)